

社会福祉法人じりつ 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人じりつ（以下「法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 法人の役員等報酬は、第3条に記載の通り、勤務形態に応じて、会議等に出席した際に、日当報酬として支給する。

(報酬等の算定)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り、日当報酬を支給することとし、賞与や退職手当等の支給はしない。

2 理事が職員を兼ねている場合は、法人の給与規程や旅費規程等を適用することとし、日当報酬との重複支給はしない。

3 日当報酬額は、原則下記の通りとし、別途交通費は支給しない。

(1) 理事会、評議員会、監査等に出席した場合の日当報酬額
3,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、令和元年6月22日から施行する。